

木質バイオマス発電事業について

この 2 月 17 日、NHK のクローズアップ現代で木質発電の燃料調達課題であるとの報道があった。全国で 70 箇所計画され、本年中に 30 箇所あまりが動き出す、木質チップの不足で、燃やすことだけを目的として森林が伐採される懸念があるとの報道であった。御覧になった方も多いと思われる。

そこで問う。

- (1) 当事業施設工事の進捗状況、及び、平成 27 年当初稼働の懸念は無いか問う。

農林水産部長答弁

議員ご質問の内容について、事業者から次のように聞いた。敷地造成工事は 1 月末で概ね完成し、発電プラント関係については、プラント工事が概ね 80% の進捗で 3 月にはすべて完成する予定。

チップ工場については、チップ破砕機器等の製作は順調に進んでおり、破砕プラント及びチップ格納庫の建屋は既に完成している。管理棟についても 2 月初めに既に完成し、機等の備品の導入に向けた準備中である。また、九州電力が行う鉄塔工事については、工事に着手し、3 月には完成予定である。このように工事は順調に進んでおり、12 月議会でも答弁したとおり、稼働に関する懸念事項は特に無い。

- (2) 現時点での燃料種類別の調達量、市外、市内の比率、県外からの調達量、及び燃料調達補助金の交付状況を問う。

農林水産部長答弁

燃料調達状況については、1 月末現在で調達総量が約 3 万 5,000 トンと順調に進んでおり、燃料種類別は、間伐等由来の木材が約 9 割、一般材が約 1 割。また搬入地域の比率は、市内が約 3 割、市外が約 7 割。

燃料調達支援事業補助金は、1 月末現在で、約 6,700 万円を交付済みである。なお、補助申請額が平成 26 年度予算の 1 億 200 万円に達しない場合、予算残額については不用額として処理する。

- (3) 調整池の土砂撤去状況を問う。その量、時期は適切であったかを含めて問う。

農林水産部長答弁

調整池に堆積した土砂は、昨年 8 月下旬に約 800 t を撤去しており、また、2 月 10 日からその後に堆積した土砂約 1,000 t を撤去作業中であるとのこと。

調整池の管理については、当該事業者が地区住民等と交わした生活環境保全に関する協定書で「土砂が調整容量の基準値以上堆積した場合は、直ちに撤去する」としているが、これまでの堆積土砂の撤去は、調整容量の基準値を超える前に行われており、撤去量及び撤去時期については特に問題は無いと考える。

- (4) 12 月議会で恒久的な燃料保管場所として、木質発電の敷地内と牧神の 2 箇所予定されているとの答弁があった。牧神の貯木場の具体的な場所を問う。

答弁

今後の燃料保管場所については、12 月議会でもお答えしましたとおり、発電所内の貯木場と牧神の 2 か所が予定されているようである。

牧神の具体的な場所としては、国分重久字牧神 2752 番地 9 と国分重久字桃ヶ迫 2729 番地 2 外 7 筆であると聞いた。

Q：調整池の土砂搬出先は？

A（農林水産政策課長）：承知していない

Q：搬出先は後で教えて欲しい、土砂の撤去は適切であるとのことであるが、今年の初め頃に撤去基準に達していた、その認識は？

A（農林水産政策課長）：昨年 8 月は約 800 立方メートル堆積、今回は約 1,000 立方メートル堆積していた。調整池の管理基準に従うと概ね、貯水量は 1,370 立方メートルを基準値としているので、そこまで達していない、事前に撤去している。基準値等を遵守しながら、適切に処理をしたと考える。

Q：土砂の撤去基準はLWLに達したならば撤去することが決められている。既に布団籠の上部まで土砂が堆積していたが、この確認を行ったか？

A（農林水産政策課長）：現地で確認をした、適切に処理をされたと考える。

Q：燃料の恒久的な保管場所として牧神の地番の説明があったが、この場所はH26.4.30、3年間の一時転用が認められた場所か？

A（農林水産政策課長）：そのとおり

Q：その場所にH26.06に売買予約の仮登記がなされている、この事業者が農地を取得するということであるが、法的に認められるか？

A（農林水産政策課長）：農地の売買については個人と事業者間の取り決めであって問題は無い。一時転用については 3 年間の許可内でやって行く。一時転用をする中で業者と個人の取り決めであると考え。

Q：農業委員会の許可条件は 3 年経過したら、農地に戻すことになっている。

A（農林水産政策課長）：一時転用については 3 年経ったら農地に戻すとの条件での許可である。

Q：その 3 年間に木質燃料会社は農地を買取ろうという計画か？

A（農林水産政策課長）：農地を買取るには農振の除外等が必要となる。その際は農振の除外、あるいは転用の所定の手続きをすることになる。

Q：現地は農振地域の農用地ですよね？ 厳しい規制がかけられている地域ですよね？

A（農林水産政策課長）：そうだ。農振、農用地については 10ha 以上の塊まった団地は一種農地という見方がされる。ただし、一種農地の中で集約接続施設等にみなされる場合は転用も可能であり、それについては農業委員会、関係機関等の協議等によって所定の手続きを踏んで、そのような事が可能な場合も出てくる。

Q：現地は農振地域の真ん中であって、この場所が農地以外になったら、農地が分断される。

A（農林水産政策課長）：その地域は一定の塊まりのある一種農地ではあるが、既に周辺に色んな工場や運送業、あるいはホテル、住宅など様々な施設等がある。このようなことを含めて農業委員会、農政で可能かどうか協議が進んで行くと考える。

Q：工場やそのようなものが建っているのは道路向いですよね？ 指摘しています桃ヶ迫の土地の周辺は農地だけですよね？

A（農林水産政策課長）：周辺の上流には住宅地、寺院等がある。

Q：農家に聞くと農振地域の農用地の転用は殆ど認められない、厳しい。もし、転用が認められれば、今後の参考になるとの意見を聞く。

A（農林水産政策課長）：農地転用は農業委員会の所管である。詳しくは分からないが農振除外、転用は所定の要件を満たすことができれば許可される。

Q：農地転用に関して農政部は協力しているか？

A（農林水産政策課長）：特にそのようなことはしていない。